

豊山町青山保育園及び総合福祉センター北館さざんか等の 指定管理候補者審査会について

1 概要

豊山町青山保育園及び総合福祉センター北館さざんか等の指定管理者制度は、平成27年度から導入している。第1期の指定期間が平成27年度から平成29年度までの3年間で終了することから、引き続き管理運営業務を指定管理で行うため、指定管理者の候補者選定を行うものである。第2期の指定期間は、平成30年度から平成36年度までの7年間である。

2 審査会の設置目的

審査会は、豊山町青山保育園及び総合福祉センター北館さざんか等の指定管理候補者選定にあたり、弁護士や公認会計士、学識経験者など専門分野の方から意見聴取を行い、審議会に建議するために設置した。

3 審査会の委員

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 学識経験者
- (4) 町職員
- (5) 町職員

4 審査会

日時 平成29年7月31日（月）午前9時30分から

場所 会議室1

5 申請書を提出した団体

社会福祉法人 檸檬会

6 指定管理候補者の審査方法

資料2 「豊山町青山保育園及び総合福祉センター北館さざんか等の指定管理候補者審査票」

7 プレゼンテーションの時間配分

(1) プレゼンテーション 20分

(2) 質疑応答 15分

(3) 採点 10分

合計45分

(4) 採点結果報告(集計次第)

8 第2期指定管理者選定に係るこれまでの経過と今後の予定について

資料3「第2期指定管理者の選定に係るこれまでの経過と今後の予定について」